



福岡市産後ケア事業のご案内



出産後、下記のような不調や不安を抱えるお母さんを、施設や自宅で助産師等がサポートします。

初めての妊娠で
うまく育児ができる
かどうか不安

赤ちゃんの夜泣き
で眠れていなくて
つらい・・・

授乳がうまく
いかない・・・

分からないこと
だらけで、これで
いいのか不安

対象となる方

福岡市に住民票があり、生後1年未満（お子様の誕生日が4月1日の場合、翌年3月31日まで）の赤ちゃんとそのお母さんが対象となります。お母さんだけの利用も可能です。

※ 赤ちゃん、お母さん共に医療行為の必要がない方が対象となります。

※ 流産や死産を経験して1年未満で、心身の不調がある方も対象となります。



産後ケアの種類と内容

○種類 宿泊型（ショートステイ）・日帰り型（デイケア）・訪問型（アウトリーチ）

○内容 授乳や沐浴などのアドバイス、育児相談、お母さんの体調管理など。

○利用日数 宿泊型、日帰り型、訪問型合わせて7日間まで

利用料金など

区分	自己負担額
宿泊型	1日 3,000円
日帰り型	1日 2,000円
訪問型	1日 500円

令和6年度～
多胎児（双子、三つ子等）
加算は無償化しました。



※生活保護世帯・市民税非課税世帯の方は自己負担が免除されます。

※自己負担額の免除を希望する方は、生活保護世帯は保護受給証明書、市民税非課税世帯は生計中心者の市民税非課税証明書（4月から6月までの間に申し込む場合は前年度の非課税証明書）を、利用申込書に添えて提出して下さい。

※宿泊型の利用料は、市民税課税世帯が1泊2日利用した場合、6,000円になります。

※自己負担額は、直接事業者へお支払い下さい。

※宿泊型は3食付（初日は2食）、日帰り型は昼食付です（訪問型は食事なし）。

赤ちゃんの離乳食の提供については、事前に施設にご相談ください。

裏面に続く



利用の方法

<p>予約・調整</p>	<p>事業者へ連絡し、利用や日程調整等をご相談ください。 ＊市ホームページもご確認ください。 ＊妊娠中からのお問い合わせ、ご見学をお勧めします！</p>
<p>利用申し込み</p>	<p>希望の事業者へ利用申込書を提出し、予約して下さい。 事業者が「福岡市産後ケア事業利用証明書」を発行します。 ＊1回の出産につき1枚の発行です（複数の事業者で利用可能）。</p>
<p>産後ケア利用</p>	<p>ご利用の際は、必ず証明書をご提示ください。 ※事業者の状況によっては、希望日に利用できない場合があります。 ※ご利用後、要件が確認できないなどにより、助成ができない場合があります（利用料を全額自己負担していただく場合があります）。 ＊必要なもの：母子健康手帳、福岡市産後ケア事業利用証明書、ベビー服、ガーゼ、バスタオル、母乳パッド、母の着替え、洗面用具など（詳細は事業者へお問い合わせ下さい） ＊施設型（宿泊型・日帰り型）の場合、オムツやおしりふき、粉ミルクは施設のものをご利用できます。</p>



利用回数を確認する大切な証明書です。絶対、無くさないでね！



- 【注意事項】 ☆キャンセル・変更は早めに事業者へご連絡ください。キャンセル料金については、事業者にご確認ください。
 ☆利用申込書などの様式は、市ホームページからダウンロードできます。

タイムスケジュール（例）



翌日

産後ケア事業を利用できる施設

産後ケア事業を利用できる施設は、市ホームページ及び「産後ケア事業者一覧」にまとめてありますので、ご確認ください。



福岡市産後ケア事業についてのお問い合わせ先
 ＊利用の申し込みは直接事業者へご連絡ください。
 福岡市子ども未来局子ども健やか部子ども健やか課
 TEL 092-711-4065 FAX 092-733-5534